

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取県創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、		7 鳥取県ジゲおこし推進基金	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、	

			一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
--	--	--	---

略

11 鳥 取県 森林 整備 担い 手育 成基 金	林業従事 者の安全衛 生の水準の 向上、技術 及び技能の 向上、厚生 福利制度の 充実等を推 進し、もっ て森林整備 の担い手の 育成を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て	この条例 又は附則第 2項の規定 による廃止 前の鳥取県 森林整備担 い手育成基 金条例（平 成5年鳥取 県条例第5 号）の規定 により運用 益金として 積み立てら れた額であ って現に存 するものの 合計額に相 当する額の 範囲内にお いて、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 てるとき。
---	--	---------------------------------	---	--

略

20 鳥 取県 緊急 雇用 創出 事業 臨時 特例 基金	県内の離 職者等（離 職を余儀な くされた非 正規労働 者、中高年 齢者等の失 業者をいう。以下こ	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て (1) 離職 者等の次
--	--	---------------------------------	---

			一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
--	--	--	---

略

11 鳥 取県 森林 整備 担い 手育 成基 金	林業従事 者の安全衛 生の水準の 向上、技術 及び技能の 向上、厚生 福利制度の 充実等を推 進し、もっ て森林整備 の担い手の 育成を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
---	--	---------------------------------	---

略

20 鳥 取県 緊急 雇用 創出 事業 臨時 特例 基金	離職を余 儀なくされ た非正規労 働者、中高 年齢者等の 失業者に対 して、次の 雇用までの 短期の雇用	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
--	--	---------------------------------	---	--

	の項において同じ。)を、次の雇用に至るまでの間、就業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の安定を図ること。			の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。		・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。			
21 鳥取県	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	21 鳥取県	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
22 略					22 鳥取県	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
23 略					23 略				

<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。